

契 約 見 直 し 特 約

太陽生命保険株式会社

新	旧
(見直し前契約への復旧) 第5条 (同右) (3) 被保険者がつぎのいずれかに該当したが、その原因が見直し後契約の責任開始期前に発生していたことにより、見直し後契約による給付または保険料の払込免除が行われないとき (同右) ス. つぎのいずれかの特約に規定する保険料の払込免除となる身体の状態に該当したとき <u>a. 無配当保険料払込免除特約</u> <u>b. 無配当介護保障保険料払込免除特約</u> <u>c. 無配当総合保険料払込免除特約</u> <u>d. 無配当生活介護保障保険料払込免除特約</u> <u>e. 無配当新総合保険料払込免除特約</u> <u>f. 無配当認知症診断保険料払込免除特約</u> (同右) (見直し後契約の継続取扱) 第6条 (同右) ② 見直し後契約の申込の際の告知義務違反による解除は行いません。ただし、見直し後契約の見直し時における給付金額等が、見直し前契約のそれぞれの給付金額等をこえるときは、そのこえる部分を解除します。この場合、つぎの各号のとおりとします。 (同右)	(見直し前契約への復旧) 第5条 見直し後契約について、つぎの各号のいずれかの事由に該当し、保険契約者からの申出があった場合には、会社は、保険契約の見直しがなかったものとして、見直し前契約への復旧の取扱をします。ただし、見直し前契約の保険期間満了前（見直し前契約が更新できる場合、最終の更新後の保険期間満了前とします。）に当該事由が発生した場合（第1号の場合は会社が無効を主張した場合）にかぎります。 (途中省略) (3) 被保険者がつぎのいずれかに該当したが、その原因が見直し後契約の責任開始期前に発生していたことにより、見直し後契約による給付または保険料の払込免除が行われないとき (途中省略) ス. 無配当総合保険料払込免除特約、無配当生活介護保障保険料払込免除特約、無配当保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約または無配当新総合保険料払込免除特約に規定する保険料の払込免除となる身体の状態に該当したとき <u>(新設)</u> (以下省略) (見直し後契約の継続取扱) 第6条 (途中省略) ② 見直し後契約の申込の際の告知義務違反による解除は行いません。ただし、見直し後契約の見直し時における給付金額等が、見直し前契約のそれぞれの給付金額等をこえるときは、そのこえる部分を解除します。この場合、つぎの各号のとおりとします。 (1) 生存のみを支払事由とする給付金等を除きます。

契 約 見 直 し 特 約

太陽生命保険株式会社

新	旧								
(2) 見直し前契約に<u>保険料払込免除特約、無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約</u>または<u>無配当新総合保険料払込免除特約</u>が付加されていないときは、見直し後契約に付加された<u>無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約</u>または<u>無配当新総合保険料払込免除特約</u>は解除します。 (3) 見直し前契約に<u>介護保障保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約</u>または<u>無配当生活介護保障保険料払込免除特約</u>が付加されていないときは、見直し後契約に付加された<u>無配当介護保障保険料払込免除特約</u>または<u>無配当生活介護保障保険料払込免除特約</u>は解除します。 <u>(4) 見直し前契約に無配当認知症診断保険料払込免除特約が付加されていないときは、見直し後契約に付加された無配当認知症診断保険料払込免除特約は解除します。</u> (同右) (責任開始期の属する日から起算して90日以内の乳房の悪性新生物等に関する特則) 第8条 この特則は、見直し後契約および見直し前契約がつぎの組み合わせに該当する場合に適用します。 <table border="1"> <tr> <td>見直し後契約</td><td>見直し前契約</td></tr> </table> (同右) <table border="1"> <tr> <td>(4) 無配当保険料払込免除特約、 無配当総合保険料払込免除特約 または無配当新総合保険料払込 免除特約</td><td>ア. <u>保険料払込免除特約</u> イ. <u>無配当保険料払込免除特約</u> ウ. 無配当総合保険料払込免除特約 エ. 無配当新総合保険料払込免除特約</td></tr> </table> (同右) ③ 見直し時に見直し後契約に付加した<u>無配当保険料払込免除特約、無配当総合保険料払込免除特約</u>または<u>無配当新総合保険料払込免除特約</u>については、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定された場合でも、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日を経過した後に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定されたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約について保険契約の復活があった場合を除きます。 (同右)	見直し後契約	見直し前契約	(4) 無配当保険料払込免除特約、 無配当総合保険料払込免除特約 または無配当新総合保険料払込 免除特約	ア. <u>保険料払込免除特約</u> イ. <u>無配当保険料払込免除特約</u> ウ. 無配当総合保険料払込免除特約 エ. 無配当新総合保険料払込免除特約	(2) 見直し前契約に無配当総合保険料払込免除特約、<u>無配当保険料払込免除特約、保険料払込免除特約</u>または<u>無配当新総合保険料払込免除特約</u>が付加されていないときは、見直し後契約に付加された<u>無配当総合保険料払込免除特約、無配当保険料払込免除特約</u>または<u>無配当新総合保険料払込免除特約</u>は解除します。 (3) 見直し前契約に<u>無配当生活介護保障保険料払込免除特約、無配当介護保障保険料払込免除特約</u>または<u>介護保障保険料払込免除特約</u>が付加されていないときは、見直し後契約に付加された<u>無配当生活介護保障保険料払込免除特約</u>または<u>無配当介護保障保険料払込免除特約</u>は解除します。 <u>(新設)</u> (以下省略) (責任開始期の属する日から起算して90日以内の乳房の悪性新生物等に関する特則) 第8条 この特則は、見直し後契約および見直し前契約がつぎの組み合わせに該当する場合に適用します。 <table border="1"> <tr> <td>見直し後契約</td><td>見直し前契約</td></tr> </table> (途中省略) <table border="1"> <tr> <td>(4) 無配当保険料払込免除特約、 無配当総合保険料払込免除特約 または無配当新総合保険料払込 免除特約</td><td>ア. <u>無配当保険料払込免除特約</u> イ. <u>保険料払込免除特約</u> ウ. 無配当総合保険料払込免除特約 エ. 無配当新総合保険料払込免除特約</td></tr> </table> (途中省略) ③ 見直し時に見直し後契約に付加した<u>無配当総合保険料払込免除特約、無配当保険料払込免除特約</u>または<u>無配当新総合保険料払込免除特約</u>については、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定された場合でも、見直し後契約の責任開始期の属する日から起算して90日を経過した後に乳房の悪性新生物に罹患したと医師により診断確定されたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約について保険契約の復活があった場合を除きます。 (以下省略)	見直し後契約	見直し前契約	(4) 無配当保険料払込免除特約、 無配当総合保険料払込免除特約 または無配当新総合保険料払込 免除特約	ア. <u>無配当保険料払込免除特約</u> イ. <u>保険料払込免除特約</u> ウ. 無配当総合保険料払込免除特約 エ. 無配当新総合保険料払込免除特約
見直し後契約	見直し前契約								
(4) 無配当保険料払込免除特約、 無配当総合保険料払込免除特約 または無配当新総合保険料払込 免除特約	ア. <u>保険料払込免除特約</u> イ. <u>無配当保険料払込免除特約</u> ウ. 無配当総合保険料払込免除特約 エ. 無配当新総合保険料払込免除特約								
見直し後契約	見直し前契約								
(4) 無配当保険料払込免除特約、 無配当総合保険料払込免除特約 または無配当新総合保険料払込 免除特約	ア. <u>無配当保険料払込免除特約</u> イ. <u>保険料払込免除特約</u> ウ. 無配当総合保険料払込免除特約 エ. 無配当新総合保険料払込免除特約								

契 約 見 直 し 特 約

太陽生命保険株式会社

新	旧
(保険料払込免除特約(001)等の見直しに関する特則) 第12条 (同右) (1) 保険料払込免除特約(001)等 ア. 無配当保険料払込免除特約(001) イ. <u>無配当介護保障保険料払込免除特約(001)</u> ウ. <u>無配当総合保険料払込免除特約(001)</u> エ. 無配当生活介護保障保険料払込免除特約(001) オ. 無配当新総合保険料払込免除特約(001) カ. 無配当保険料払込免除特約2020 キ. <u>無配当認知症診断保険料払込免除特約2021</u> (2) 保険料払込免除特約(003)等 ア. 無配当保険料払込免除特約(003) イ. <u>無配当介護保障保険料払込免除特約(003)</u> ウ. <u>無配当総合保険料払込免除特約(003)</u> エ. 無配当生活介護保障保険料払込免除特約(003) オ. 無配当新総合保険料払込免除特約(003) カ. 無配当保険料払込免除特約2020 S キ. <u>無配当認知症診断保険料払込免除特約2021 S</u> ② 保険料払込免除特約(001)等を見直す場合、つぎのとおり取り扱います。 (同右) (2) 第2条(特約の締結および見直し日)の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。 「(同右)」	(保険料払込免除特約(001)等の見直しに関する特則) 第12条 この特則は、主契約を見直すことなく、主契約に付加する第1号に定める特約(以下「保険料払込免除特約(001)等」といいます。)を新たな保険料払込免除特約(001)等または第2号に定める特約(以下「保険料払込免除特約(003)等」)に見直す場合に適用します。 (1) 保険料払込免除特約(001)等 ア. 無配当保険料払込免除特約(001) イ. <u>無配当総合保険料払込免除特約(001)</u> ウ. <u>無配当介護保障保険料払込免除特約(001)</u> エ. 無配当生活介護保障保険料払込免除特約(001) オ. 無配当新総合保険料払込免除特約(001) カ. 無配当保険料払込免除特約2020 <u>(新設)</u> (2) 保険料払込免除特約(003)等 ア. 無配当保険料払込免除特約(003) イ. <u>無配当総合保険料払込免除特約(003)</u> ウ. <u>無配当介護保障保険料払込免除特約(003)</u> エ. 無配当生活介護保障保険料払込免除特約(003) オ. 無配当新総合保険料払込免除特約(003) カ. 無配当保険料払込免除特約2020 S <u>(新設)</u> ② 保険料払込免除特約(001)等を見直す場合、つぎのとおり取り扱います。 (途中省略) (2) 第2条(特約の締結および見直し日)の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。 「(特約の締結および見直し日)」 第2条 この特約は、保険契約者の申出により、会社の定めた条件を満たす見直し前特約を消滅させ、見直し後特約に見直しする場合に、見直し後特約の締結時に、見直し後特約を付加する主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に見直し後特約とともに付加して締結します。この場合、被保険者の同意を得ることを要します。 ② この特約は、保険契約者の申出により、保険組立特約を付加して同じ取扱をする各指定契約に付加する保険料払込免除特約(001)等について同時に見直しをする場合、見直し後特約を付加する主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、その見直し後特約については同じ取扱を行うものとします。

契 約 見 直 し 特 約

太陽生命保険株式会社

新	旧
③ 会社が保険契約者からの見直しの申込を承諾した場合、見直し前特約は、見直し後特約の責任開始期（<u>無配当認知症診断保険料払込免除特約においては特約の保険期間の始期とします。以下本条および次条において同様とします。</u>）と同時に消滅します。 （同右） 」 （同右） （4）第6条（見直し後契約の継続取扱）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。 「（見直し後契約の継続取扱） 第6条 （同右） ③ 見直し後特約で保険料払込免除となる事由が生じた原因が、見直し前特約の責任開始期（<u>無配当認知症診断保険料払込免除特約においては認知症診断責任開始日とします。以下本項において同様とします。</u>）以後に生じていたものについては、見直し後特約の責任開始期以後に生じていたものとみなして取り扱います。 」 （同右） <u>（7）見直し前特約および見直し後特約の組み合わせが、第16条（責任開始前に診断確定された器質性認知症および軽度認知障害に関する特則）第1項第3号の規定に該当するときは、同条第4項および第5項の規定を準用します。</u> <u>（8）</u> つぎの規定は適用しません。 （同右） キ、第16条（<u>責任開始前に診断確定された器質性認知症および軽度認知障害に関する特則</u>） （同右）	③ 会社が保険契約者からの見直しの申込を承諾した場合、見直し前特約は、見直し後特約の責任開始期と同時に消滅します。 （以下省略） 」 （途中省略） （4）第6条（見直し後契約の継続取扱）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。 「（見直し後契約の継続取扱） 第6条 見直し後特約で保険料の払込免除となる事由に該当する場合で、かつ、その事由が見直し前特約でも保険料の払込免除となる事由に該当するときは、前条に規定する見直し前契約への復旧を取り扱わず、本条に規定する取扱を行います。ただし、見直し後特約について前条第5項に該当した場合を除きます。 ② 見直し後特約の申込の際の告知義務違反による解除は行いません。 ③ 見直し後特約で保険料払込免除となる事由が生じた原因が、見直し前特約の責任開始期以後に生じていたものについては、見直し後特約の責任開始期以後に生じていたものとみなして取り扱います。 」 （途中省略） <u>（新設）</u> <u>（7）</u> つぎの規定は適用しません。 （途中省略） キ、第16条（<u>契約日から起算して90日以内の器質性認知症に関する特則</u>） （以下省略）

契 約 見 直 し 特 約

太陽生命保険株式会社

新	旧														
(見直し後契約が保険料払込免除特約(003)等の場合の特則) 第15条 (同右) (2) 第2条(特約の締結および見直し日)第4項中「契約日」とあるのは「責任開始期(無配当認知症診断保険料払込免除特約においては特約の保険期間の始期とします。)」の属する日」と読み替えます。 (責任開始前に診断確定された器質性認知症および軽度認知障害に関する特則) 第16条 この特則は、見直し後契約および見直し前契約がつぎの組み合わせに該当する場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>見直し後契約</th><th>見直し前契約</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 無配当終身認知症・生活介護年金保険または支払金額変更特則を付加した無配当選択緩和型認知症診断保険</td><td>ア. 無配当終身認知症・生活介護年金保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険</td></tr> <tr> <td>(2) 無配当選択緩和型認知症治療保険または無配当選択緩和型認知症診断保険</td><td>ア. 無配当選択緩和型認知症治療保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険</td></tr> <tr> <td>(3) 無配当認知症診断保険料払込免除特約</td><td>ア. 無配当認知症診断保険料払込免除特約</td></tr> </tbody> </table> ② 前項第1号の場合、つぎのとおり取り扱います。 (同右)	見直し後契約	見直し前契約	(1) 無配当終身認知症・生活介護年金保険または支払金額変更特則を付加した無配当選択緩和型認知症診断保険	ア. 無配当終身認知症・生活介護年金保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険	(2) 無配当選択緩和型認知症治療保険または無配当選択緩和型認知症診断保険	ア. 無配当選択緩和型認知症治療保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険	(3) 無配当認知症診断保険料払込免除特約	ア. 無配当認知症診断保険料払込免除特約	(見直し後契約が保険料払込免除特約(003)等の場合の特則) 第15条 見直し後契約が、保険料払込免除特約(003)等の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。 ただし、第12条(保険料払込免除特約(001)等の見直しに関する特則)に定める保険料払込免除特約(001)等の見直しの場合を除きます。 (1) 第2条(特約の締結および見直し日)第1項および第2項中「見直し後契約となる主契約」とあるのは「見直し後契約となる保険料払込免除特約(003)等を付加する主契約」と読み替えます。 (2) 第2条(特約の締結および見直し日)第4項中「契約日」とあるのは「責任開始期の属する日」と読み替えます。 (契約日から起算して90日以内の器質性認知症および軽度認知障害に関する特則) 第16条 この特則は、見直し後契約および見直し前契約がつぎの組み合わせに該当する場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>見直し後契約</th><th>見直し前契約</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 無配当終身認知症・生活介護年金保険または支払金額変更特則を付加した無配当選択緩和型認知症診断保険</td><td>ア. 無配当終身認知症・生活介護年金保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険</td></tr> <tr> <td>(2) 無配当選択緩和型認知症治療保険または無配当選択緩和型認知症診断保険</td><td>ア. 無配当選択緩和型認知症治療保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険</td></tr> </tbody> </table> (新設) ② 前項第1号の場合、つぎのとおり取り扱います。 (1) 見直し後契約の認知症診断保険金額のうち、見直し前契約の認知症診断保険金額をこえない部分については、見直し後契約の契約日から起算して90日以内に取扱総則規定約款の別表33に定める器質性認知症(以下「器質性認知症」といいます。)に該当したと医師により診断確定された場合でも、見直し後契約の契約日から起算して90日を経過した後に器質性認知症に該当したと医師により診断確定されたものとみなして取り扱います。 (2) 見直し後契約の認知症診断保険金額のうち、見直し前契約の認知症診断保険金額をこえる部分については、新たに保険契約を締結した場合と同様に取り扱います。	見直し後契約	見直し前契約	(1) 無配当終身認知症・生活介護年金保険または支払金額変更特則を付加した無配当選択緩和型認知症診断保険	ア. 無配当終身認知症・生活介護年金保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険	(2) 無配当選択緩和型認知症治療保険または無配当選択緩和型認知症診断保険	ア. 無配当選択緩和型認知症治療保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険
見直し後契約	見直し前契約														
(1) 無配当終身認知症・生活介護年金保険または支払金額変更特則を付加した無配当選択緩和型認知症診断保険	ア. 無配当終身認知症・生活介護年金保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険														
(2) 無配当選択緩和型認知症治療保険または無配当選択緩和型認知症診断保険	ア. 無配当選択緩和型認知症治療保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険														
(3) 無配当認知症診断保険料払込免除特約	ア. 無配当認知症診断保険料払込免除特約														
見直し後契約	見直し前契約														
(1) 無配当終身認知症・生活介護年金保険または支払金額変更特則を付加した無配当選択緩和型認知症診断保険	ア. 無配当終身認知症・生活介護年金保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険														
(2) 無配当選択緩和型認知症治療保険または無配当選択緩和型認知症診断保険	ア. 無配当選択緩和型認知症治療保険 イ. 無配当選択緩和型認知症診断保険														